

暮らしのトラブル [4] 生活上でのご注意

6 冷暖房機器について

1. 冷暖房機器の設置場所にご注意ください。
エアコンは原則として、セパレート型をご使用ください。万一、クーラー用の穴がない場合は、弊社(または管理者)にご連絡ください。
2. エアコンの室外機は指定場所に設置してください。
吹出口の近くに物を置くと、機能低下や騒音増大を引き起こす可能性がありますので、ご注意ください。
3. 据付のエアコンはエアコンのフィルターに埃がたまらないよう、定期的に清掃してください。
4. エアコンはご使用前に、試運転を行ってください。
5. 給油設備のある物件を除き、お部屋および敷地に大量の石油類は持ち込みできませんので、石油ストーブ等のご利用はご遠慮願います。

7 専用庭の管理について

1. 住居に専用庭がついている場合、簡易なガーデニングなどをお楽しみいただけます。
2. 美観を損なわないよう、除草・清掃・防虫駆除・防排雪など、専用庭の管理はご入居者様にお願いしております。

8 室内で使用する電球等のご用意について

照明器具等の電球やガスレンジ・エアコン等の電池交換は、ご入居者様の費用負担でお願いしております。(ワット数は器具の記載をご確認ください)



9 バルコニー・廊下・階段などでのご注意

バルコニーや廊下は、緊急時(火災等)の避難場所を兼ねていますので、物は置かないでください。万一、物を置いていると避難の妨げとなり、大きな被害につながる恐れがあります。

1. 落下防止のため、バルコニー・階段・廊下の手すり、バルコニーに設置したエアコンの室外機には登らないでください。また、バルコニー・階段・廊下に踏み台となるようなものを置かないでください。お子さまが乗って転落する恐れがあります。
2. 階段では踏み外してケガをしないように手すりをご利用ください。
3. 階下に漏水する場合がありますので、バルコニーや廊下での水の使用は禁止しています。また、バルコニーの排水目皿は詰まりやすいのでこまめに清掃しましょう。
4. エアコンの室外機の排水はバルコニーの排水口に差し込んで設置してください。
5. 玄関の土間部分も水を使用した清掃は行わないようお願いいたします。土間部分は防水されていないため、階下へ漏水する恐れがあります。階下の方が干されていた洗濯物を濡らしたことにより、損害賠償請求を受けた事例もありますので、ご注意願います。
6. 避難用器具(隔壁板・避難ハッチ)については、物件ごとに異なりますので、ご入居時にご確認ください。また、隔壁板・避難ハッチの前には物を置かないでください。

10 水道使用量の検針について

1. ご入居いただくお部屋や物件によっては、弊社(または管理者)で水道の検針を行う場合があります。基本的に水道検針は2ヶ月に1度で、検針後に使用量のお知らせを投函いたします。翌月の賃料等と一緒に自動引き落とし(またはお振込みにて)集金させていただきます。
2. 退去時には、敷金等より清算させていただき、不足の際は別途ご請求いたします。

11 散水栓について

ご入居いただく物件によっては「散水栓」が設置されている場合がありますが、物件の植栽等を管理するための設備ですので、使用しないでください。